

參考資料

1 個人所得課税に関する見直し

(1) NISAの抜本的拡充・恒久化

NISAの抜本的拡充・恒久化(案)

(令和6年1月から適用)

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		同左
生涯非課税限度額 (総枠) (注2)	1800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託		上場株式・投資信託等(注3) (※安定的な資産形成につながる投資商品 に絞り込む観点から、高レバレッジ投資 信託などを対象から除外)
対象年齢	18歳以上		
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した 商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。

(注2) 利用者それぞれの生涯非課税限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。

(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施する旨を大綱に明記。

(注4) 令和6年1月から施行予定の「新NISA制度」については、その施行を見直し、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行する。

(注5) 令和5年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税保有期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を図る。

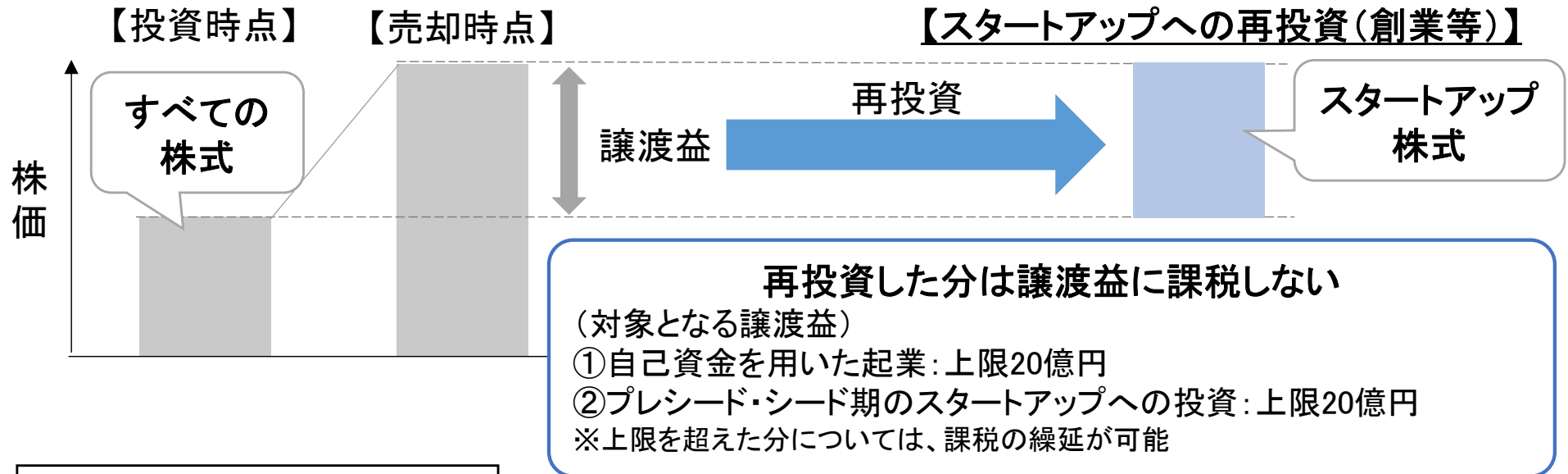
1（2）スタートアップへの再投資に係る 非課税措置の創設

スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設(案)

- 保有する株式を売却し、自己資金による起業やプレシード・シード期のスタートアップ^(※1)への再投資を行う際に課税を行わない措置等を創設。(令和5年4月1日以降の再投資について適用)

(1) 投資段階での優遇措置

＜現行制度＞再投資した分の譲渡益については課税を繰り延べ



(2) 譲渡段階での優遇措置

- ・ 譲渡損の他の株式譲渡益との損益通算
- ・ 当該株式譲渡損の3年間の繰越控除

- 併せて、上記(1)(2)の措置につき、以下の要件の緩和を行う。(令和5年4月1日以降の再投資について適用)

- ①自己資金を用いた起業: 同族要件を満たせない場合であっても、事業実態^(※2)が認められれば適用が受けられるようにする
- ②プレシード・シード期のスタートアップへの投資: 外部資本要件を1/6以上から1/20以上に引下げ^(※3)

※1 プレシード・シード期のスタートアップとは、現行エンジェル税制の対象企業である未上場ベンチャー企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない又は売上が生じているが前事業年度の試験研究費等が出資金の30%超、③営業損益がマイナス、等という状況であることを指す。

※2 販管費対出資金比率30%超要件等

※3 プレシード・シード期の外部資本要件の緩和は、特定新規中小会社に係る措置にも適用。

1 (3) 極めて高い水準の所得に対する 負担の適正化

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化(案)

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を設ける。
(令和7年分の所得から適用)

① 通常の所得税額

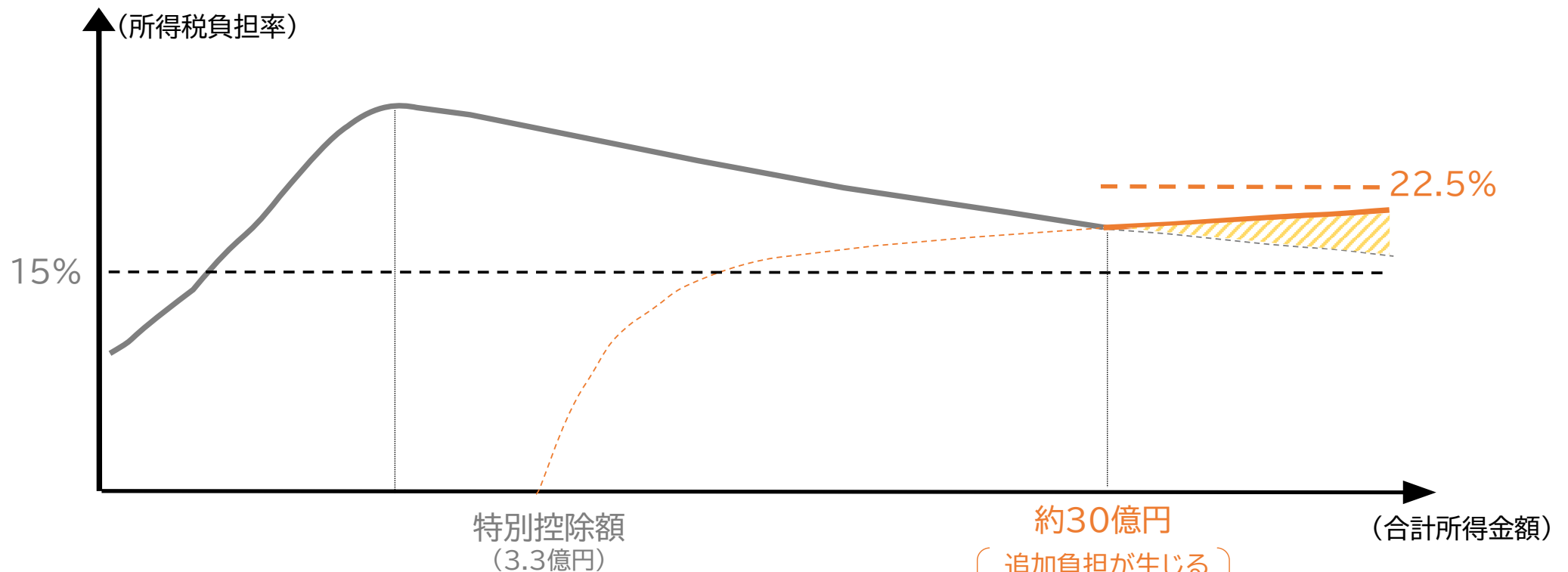
② (合計所得金額 ※ - 特別控除額(3.3億円)) × 22.5%



②が①を上回る場合に限り、
差額分を申告納税

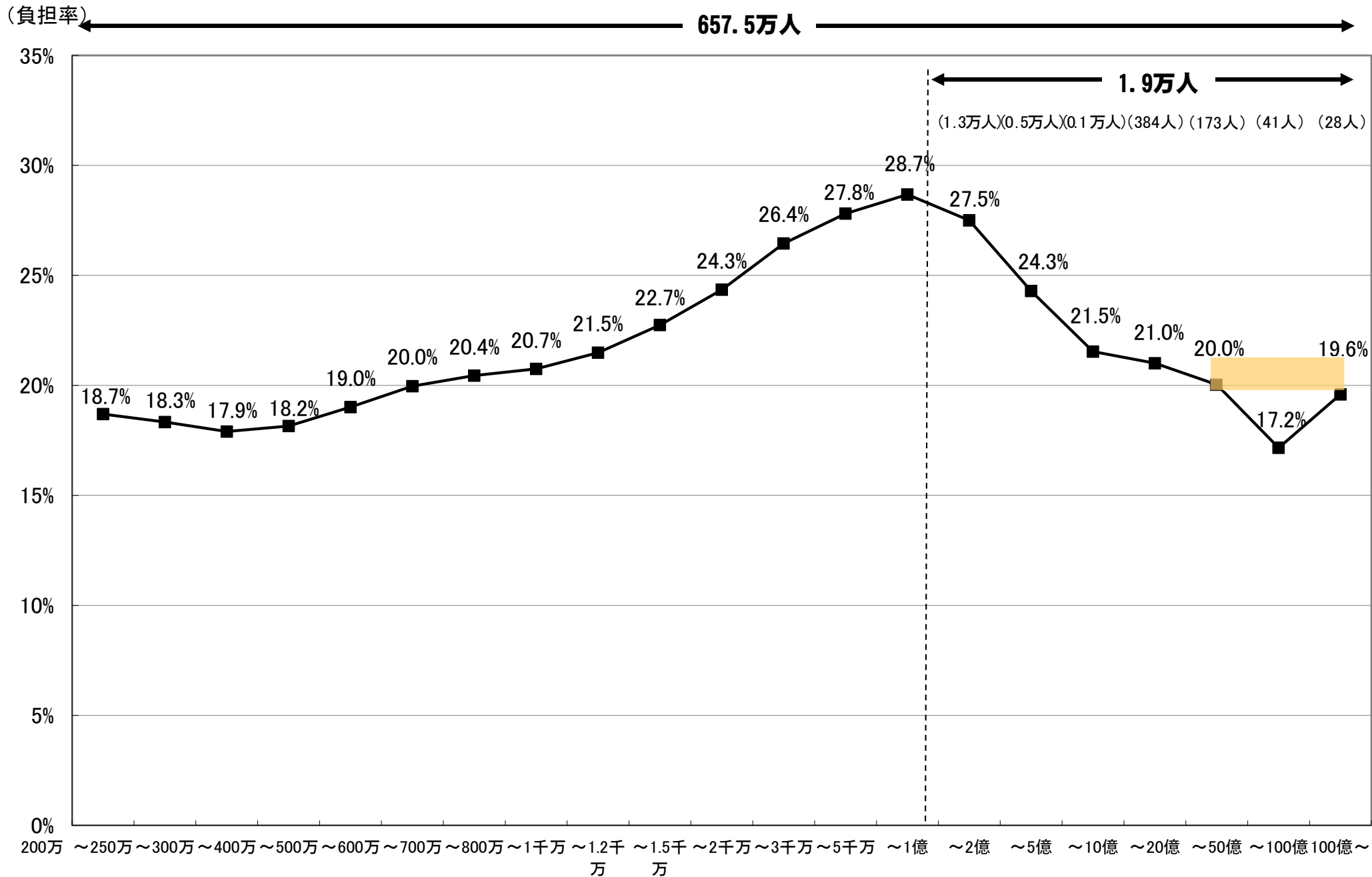
※株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。
※スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている
特別控除後の金額。

【イメージ】



※令和2年分の申告データを用いて機械的に試算

(参考) 申告納税者の負担率(所得税+社会保険料)



(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注1) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注2) 社会保険料負担率は、合計所得金額の各階層の社会保険料控除の合計額から1人当たりの額を算出した上で、合計所得金額の各階層の中間値で割ることにより計算。

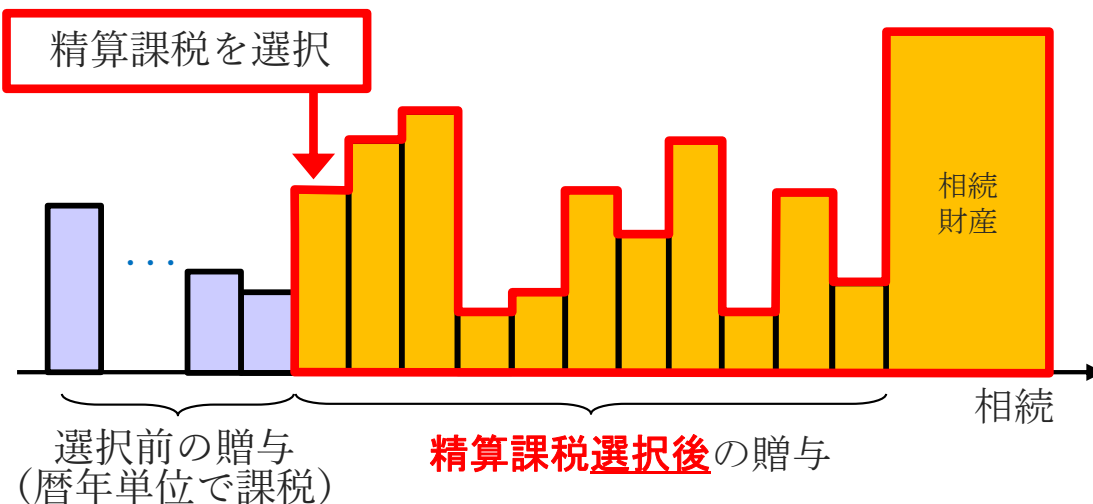
2 資産移転の時期の選択により中立的な税制 の構築

(1) 相続時精算課税制度の使い勝手向上

(2) 暦年課税における相続前贈与の加算

贈与税と相続税の関係 現行

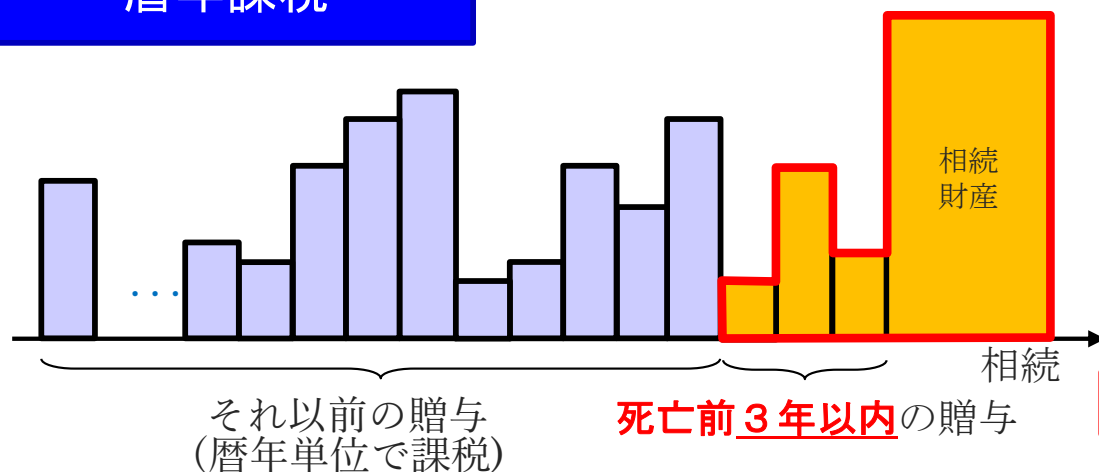
相続時精算課税（暦年課税との選択制）



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
- ※ 暦年課税のような基礎控除は無し。
- ※ 財産の評価は贈与時点での時価で固定。
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

に相続税を一体的に課税

暦年課税



- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。
- ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。

に相続税を課税

資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築（案）

（相続時精算課税制度）

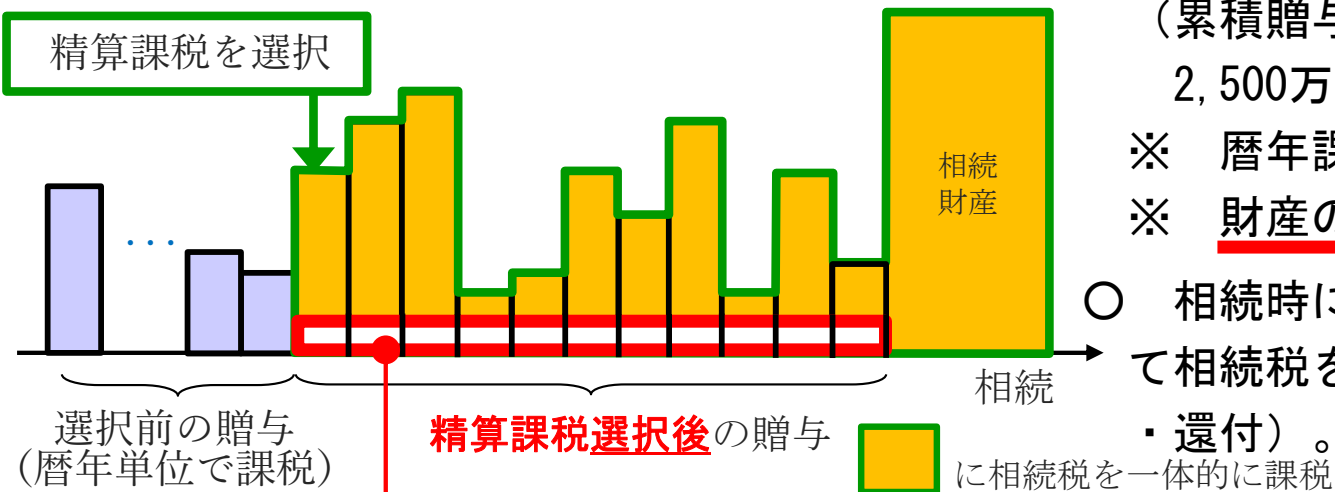
- 暦年課税と相続時精算課税の選択制は引き続き維持する。
- 相続時精算課税で受けた贈与については、暦年課税の基礎控除とは別途、毎年、110万円まで課税しない。
 - ※ 複数の特定贈与者から贈与を受けた場合は、それぞれの贈与額に応じ按分する。
- 相続時精算課税で受贈した土地・建物が、災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算する取扱いを設ける。

（暦年課税における相続前贈与の加算）

- 相続開始前贈与の加算期間（現行は相続開始前3年）を7年に延長する。
 - ※ 2024（令和6）年1月以降に受けた贈与について、加算期間の延長を適用する。
〔2027（令和9）年1月以降、加算期間は順次延長。加算期間が7年となるのは2031（令和13）年1月以降。〕
- 延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しない。

贈与税と相続税の関係 改正案

相続時精算課税（暦年課税との選択制）



・毎年、110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）

○ 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。

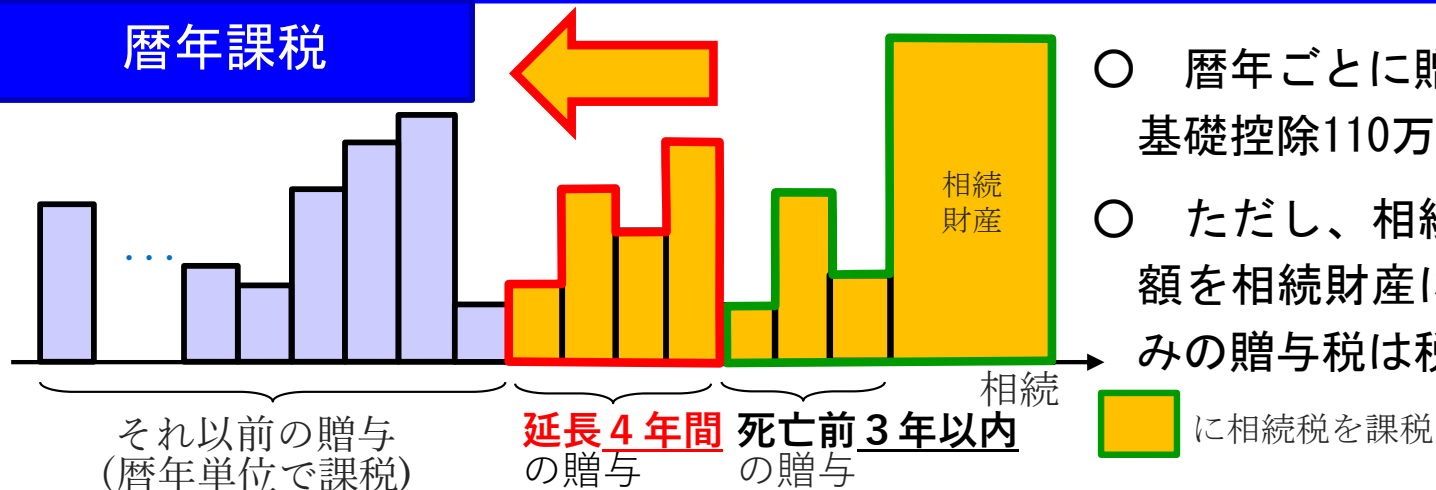
※ 暦年課税のような基礎控除は無し。

※ 財産の評価は贈与時点での時価で固定。

○ 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

・土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算

暦年課税



○ 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。

○ ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。

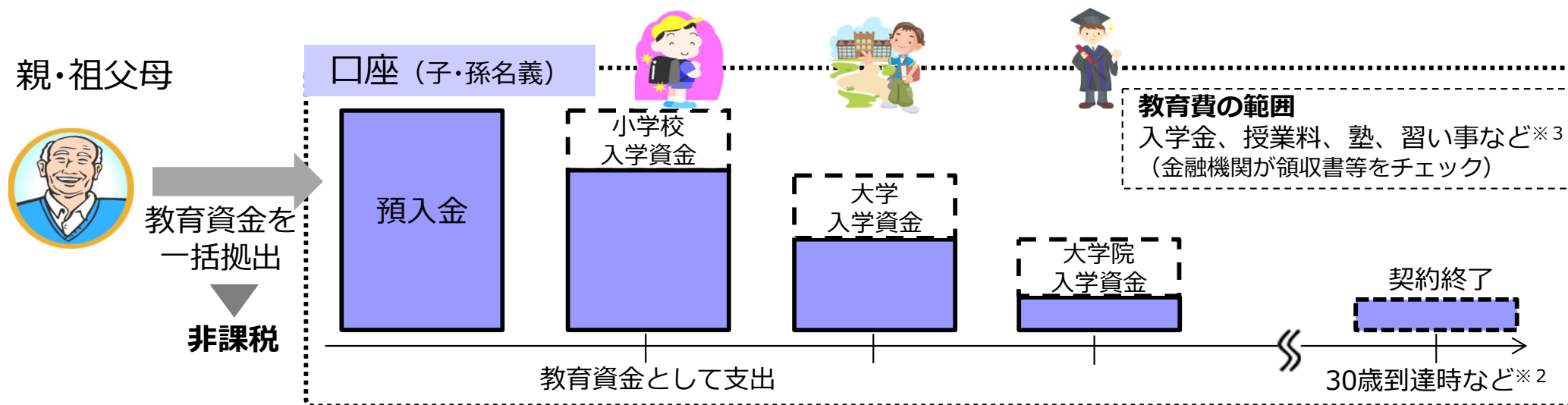
・加算期間を7年間に延長

・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

2（3）贈与税の非課税措置

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し（案）

- **概 要**：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に教育資金を一括して拠出した場合には、1,500万円まで非課税とする。
- **適 用 期 間**：平成25年4月1日～**令和5年3月31日** ⇒ **【改正案①】令和8年3月31日まで3年延長**
- **受 贈 者**：子・孫（0歳～29歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時**：死亡時の残高を相続財産に加算※1
- **契約終了時**：残高に対して、**特例税率を適用**して贈与税を課税 ⇒ **【改正案②】本則税率を適用**



※1 受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外。

⇒ **【改正案③】 贈与者に係る相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合は、受贈者の年齢等に関わらず加算**

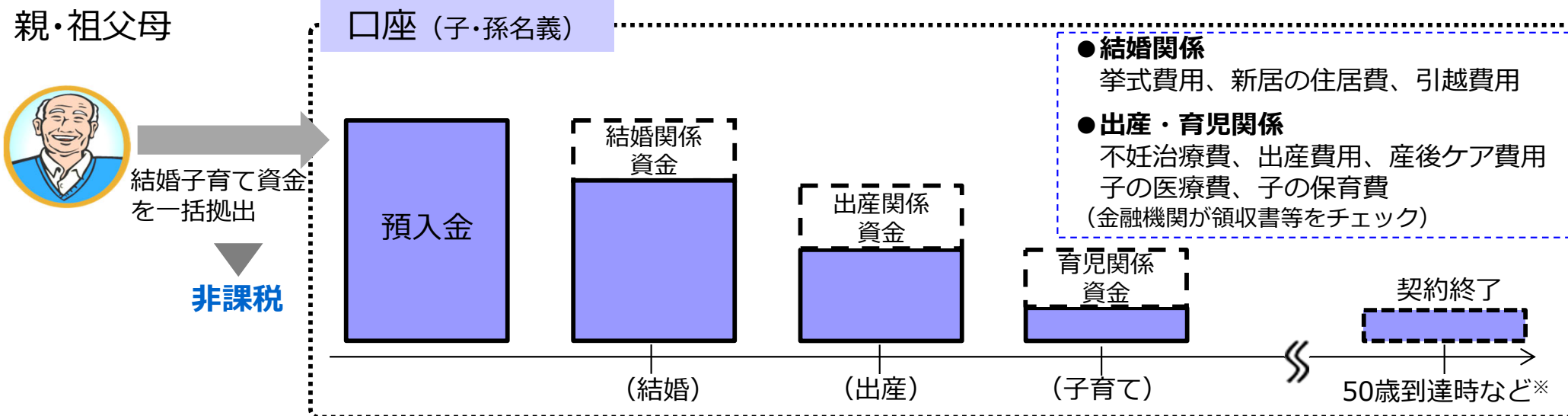
※2 (1)30歳に達した日（学校等に在学・教育訓練を受講中の場合を除く）、(2)30歳に達した日後に年間で学校等に在学・教育訓練を受講した日なかった年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産等が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

※3 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用に限定。

（参考）令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：25万2,090件、信託財産設定額：約1兆8,814億円

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し（案）

- **概 要**：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、1,000万円まで非課税とする。
- **適 用 期 間**：平成27年4月1日～**令和5年3月31日** ⇒ **【改正案①】令和7年3月31日まで2年延長**
- **受 贈 者**：子・孫（18歳～49歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時**：死亡時の残高を相続財産に加算
- **契 約 終 了 時**[※]：残高に対して、**特例税率を適用**して贈与税を課税 ⇒ **【改正案②】本則税率を適用**



※ (1) 50歳に達した日、(2) 信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

(参考) 令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：7,363件、信託財産設定額：約224億円

3 適格請求書等保存方式（インボイス制度） の円滑な実施

（１）周知広報や予算などによる支援

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

- 複数税率の下で、事業者が消費税の仕入税額を正確に計算するために必要不可欠な仕組み。

〔従来の請求書（単一税率）〕

請求書

〇〇(株)御中 (株)△△

●年■月分 請求金額 43,200円

■月1日 割りばし 540円
■月3日 牛 肉 5,400円
合 計 43,200円

取引総額が分かれば仕入税額が計算可能

- 取引慣行上の請求書等で対応可能であり、税法で特段の義務付けは不要。
- 結果的に、免税事業者が交付する請求書等でも仕入税額控除が可能。

〔適格請求書（インボイス）イメージ〕

R5年10月～

請求書

〇〇(株)御中 (株)△△ (T1234...)

●年■月分 請求金額 43,600円

■月1日 割りばし 550円
■月3日 牛 肉 ※ 5,400円
合 計 43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円
8%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【追加の記載事項】

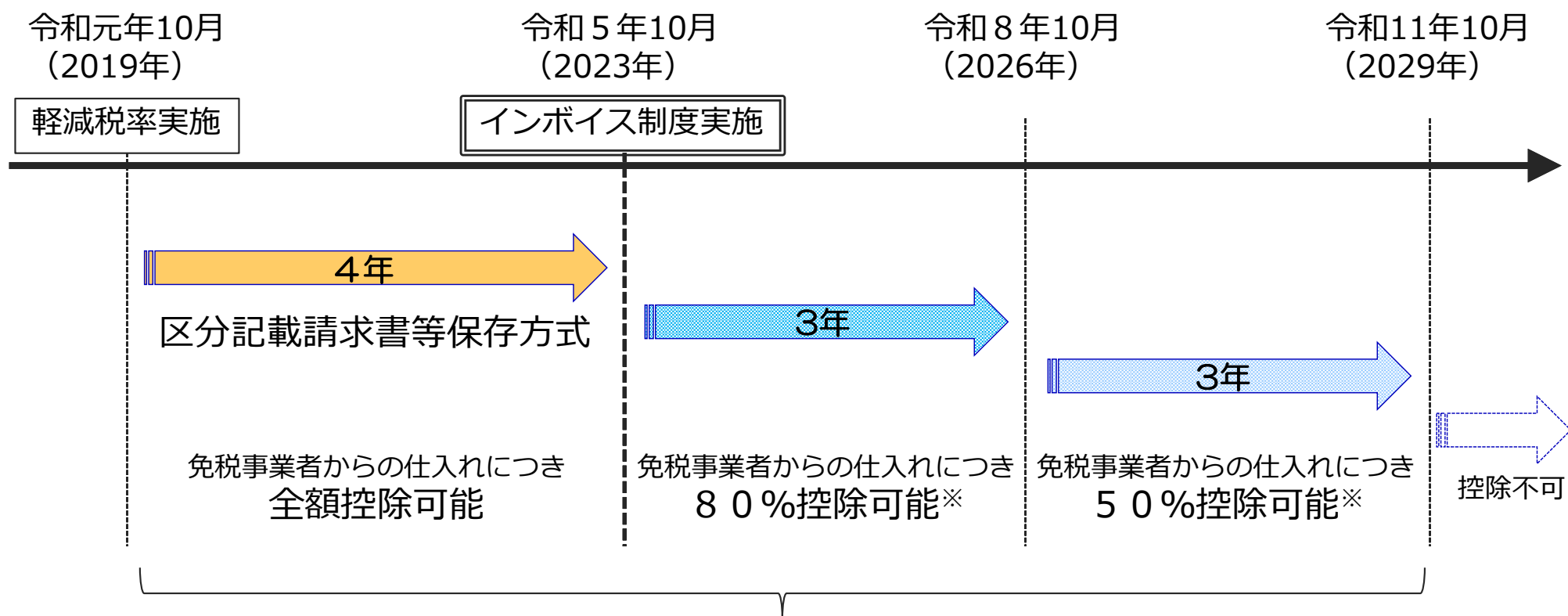
- ① 登録番号
- ② 適用税率
- ③ 消費税額
- ④ 軽減対象品目である旨

仕入税額を正確に伝える仕組みが別途必要

- 請求書等に「売り手」が適用税率・税額を別記することを義務付ける必要。
- 事後検証ができるよう、交付した請求書等の保存を「売り手」にも義務付ける必要。
- 税額計算や納税の義務が免除される小規模事業者[※]にこれらの義務を課すことは不可（→免税事業者からの仕入れについては控除できない）。
- 「インボイスを作成できる者」が作成したものなのか簡単に確認できるようにするための登録番号が必要。

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



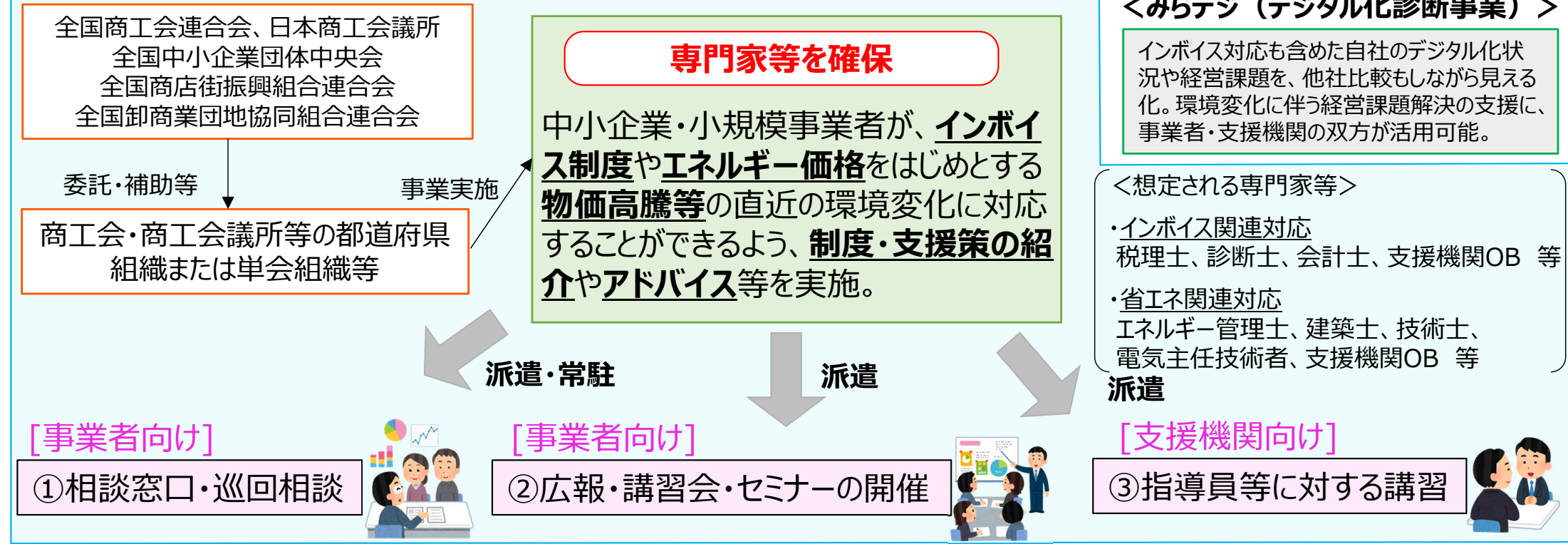
インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

事業環境変化対応型支援事業【令和4年度補正 113億円】

- インボイス制度の導入、エネルギー価格の高騰等の様々な環境変化に伴う経営課題に直面する中小企業・小規模事業者を支援するため、支援に使えるツール「みらデジ」の整備、支援機関に対する専門家派遣や指導員向けの講習、よろず支援拠点におけるコーディネーターの増員等を通じて、相談体制を拡充。
- 地域企業等のDX投資を加速させるため、DX戦略策定や実証事業の創出支援、DX認定企業の分析等を実施。

<経営相談体制強化事業>



<よろず支援拠点の体制拡充>

インボイス導入、物価高騰等を含めた様々な経営課題にワンストップで対応する相談窓口として各都道府県に設置されたよろず支援拠点の体制を強化。

<地域DX促進環境整備事業>

地域企業のDXに向けて、産学官金の専門家による課題分析やDX戦略策定等の伴走支援等を実施。また、多数の地域企業等が連携した実証事業を支援。

<DX促進制度基盤整備事業>

(独)情報処理推進機構がDX認定企業の取組を分析し、DXに取り組む際のポイント等を公表し、優良な取組の地域への波及を図る。

IT導入補助金【生産性革命推進事業（令和4年度補正 2,000億円）の内数】

- 中小企業の業務効率化やDXを推進するため、ITツール等の導入費用を支援。
- **インボイス対応に必要なITツール(会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト)導入を促進**するため、引き続き「**デジタル化基盤導入類型**」において、**補助率引上げ**（通常枠は1/2）、**クラウド利用料(2年分)**、**PC等のハード購入補助**を実施。加えて、**安価なITツール導入も可能**とするため、**補助下限額を撤廃**(従来の補助下限値は5万円)。
- また、通常枠においても補助下限額を引き下げる(30万円→5万円)とともに、クラウド利用料を最大2年分認める。

枠名	通常枠		セキュリティ 対策推進枠	デジタル化基盤導入枠				
類型名	A類型	B類型	—	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助額	5万円～ 150万円 未満	150万円～ 450万円 以下	5万円～ 100万円	ITツール		PC等	レジ等	(a) デジタル化基盤導入 類型の対象経費 ⇒補助額・補助率ともに同 類型と同じ (b) (a)以外の経費 ⇒補助上限額:50万円× グループ構成員数 ⇒補助率は2 / 3 ※
				～50万円 以下 ※下限額 撤廃	50万円超～ 350万円	～10 万円	～20 万円	
補助率	1/2以内			3/4 以内	2/3 以内	1/2 以内		
対象 経費	ソフトウェア購入費 クラウド利用費(最大2 年分)、導入関連費		サービス利用料 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費 (ソフトウェアの更新等保守サポート費含む) 【複数社連携IT導入類型のみ】上記に加え事務費・専門家費				

※1事業あたりの補助上限額は3,000万円((a)+(b))+事務費・専門家費

インボイス対応に必要なITツールの下限値を撤廃。

小規模事業者持続化補助金【生産性革命推進事業（令和4年度補正 2,000億円）の内数】

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。
- 特に、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者に対して、補助上限額を一律50万円引上げ。
- 本補助金は、販路開拓等の取組の中で、インボイス制度やその申請等について税理士等へ複数回相談する経費も含めることが可能。

<制度概要>

[対象]

小規模事業者

[補助上限額]

50～250万円（下表参照）

[補助率]

2/3（賃金引上枠のうち赤字事業者は3/4）

[補助対象経費]

機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費 等

[事業実施例]

商品のHP制作、店舗改装、展示会出展、チラシ作成、商品開発 等

<商工団体による支援>

商工会・商工会議所の経営指導員が補助金申請を伴走支援

①現状分析

・自社の製品・サービスの販売状況
・顧客や競合の将来の見通し 等



②経営計画策定

・販路拡大に向けた経営計画の作成支援

<補助上限額>

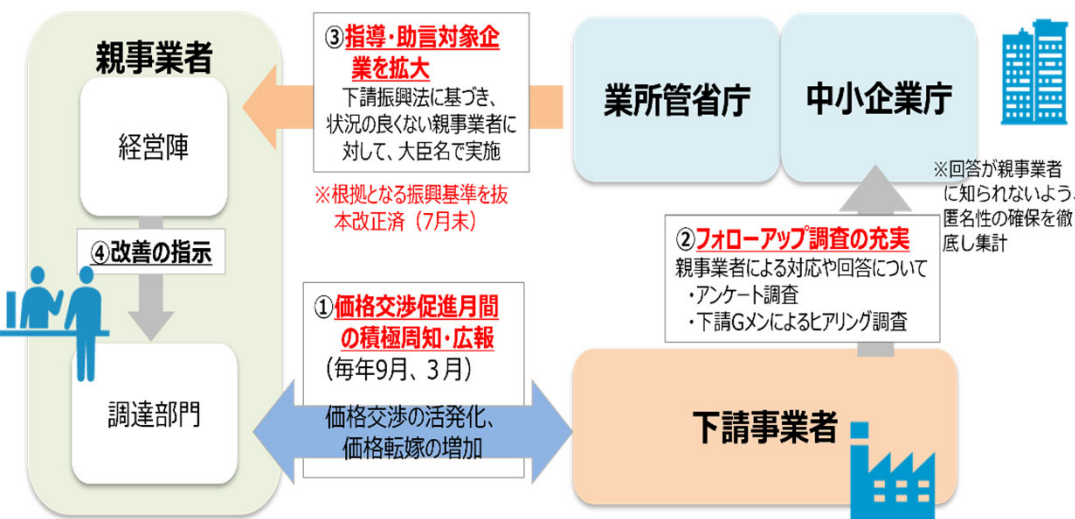
	通常枠	賃金引上枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
インボイス発行事業者	100万円	250万円	250万円	250万円	250万円
上記以外の申請者	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者には、補助上限額を一律50万円上乗せ

中小企業取引対策事業【令和4年度補正 4.8億円】

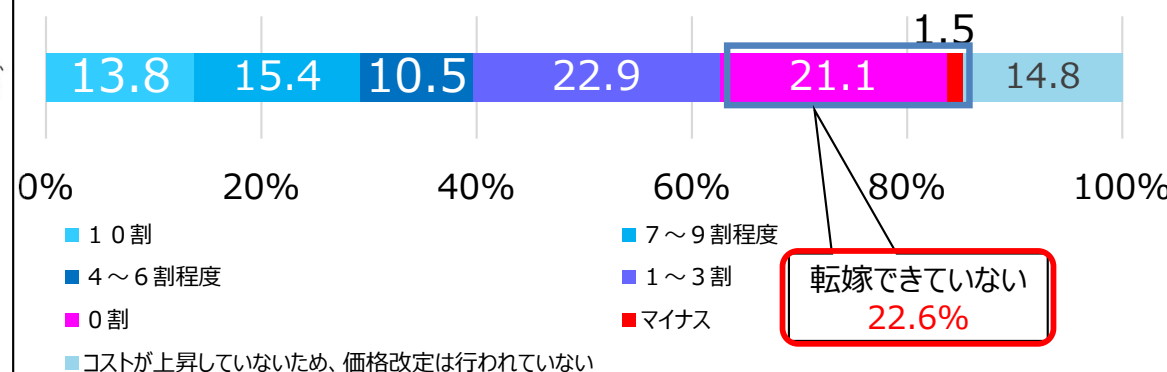
- 9月と3月を「価格交渉促進月間」と位置づけ、価格交渉や価格転嫁の実現状況について、下請事業者へのアンケートによりフォローアップ調査を実施。2023年3月のフォローアップより、アンケート送付企業数を15万社から30万社へと倍増。
- 下請Gメンを約50名増員（248名→300名）し、中小企業から取引実態の把握体制を拡充。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、評価が芳しくない親事業者に対しては、業所管の大臣名で指導・助言を実施。アンケートと下請Gメンの拡充を踏まえ、親事業者への指導・助言の対象企業拡大に取り組む。価格転嫁に向けたサイクルを回すことにより、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。
- また、インボイス制度導入の取引に与える影響や消費税転嫁の現状を把握することを目的としたアンケート調査も実施。

<価格転嫁に向けたサイクル>



<価格転嫁の実現割合> （2022年3月価格交渉促進月間 結果）

2割程度の事業者では、全く価格転嫁できていない。



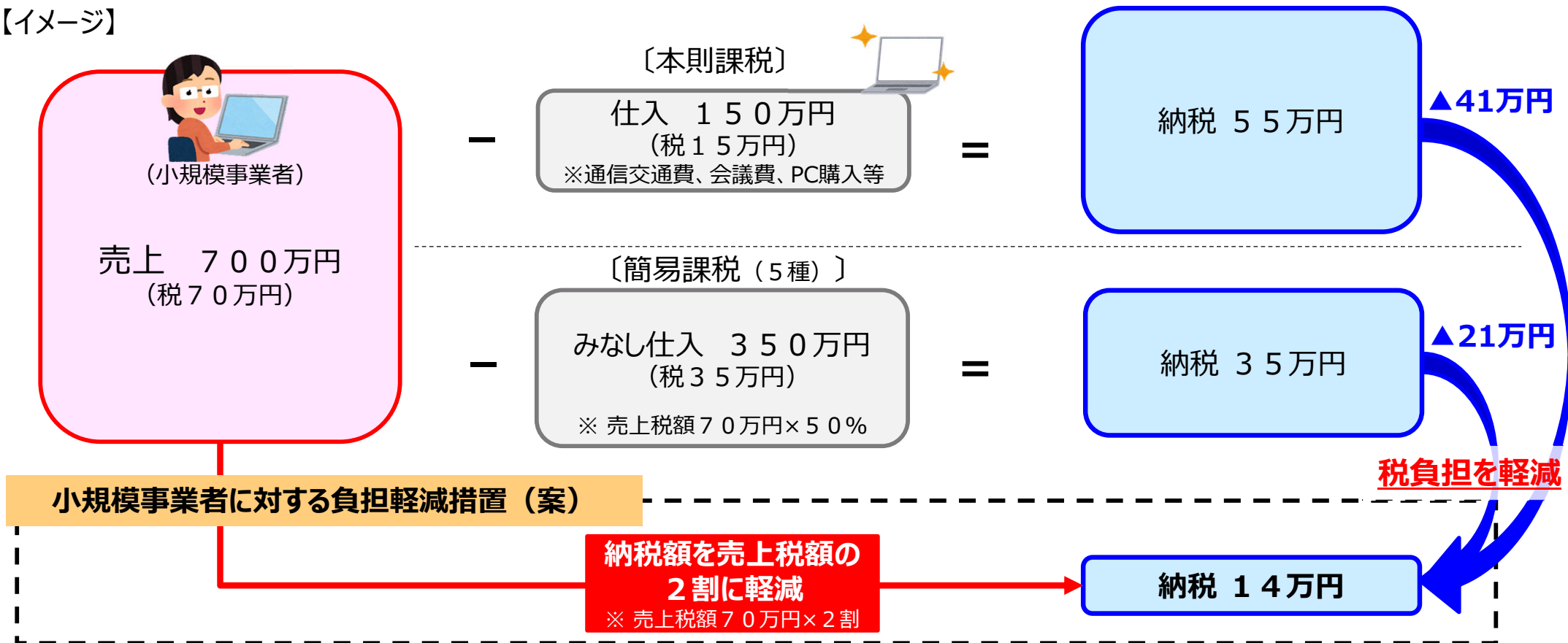
n=25575

3（2）円滑な制度移行のための新たな税制措置

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（案）

- 免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間**講ずることとする。
 - これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。
- ※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【見直し案】

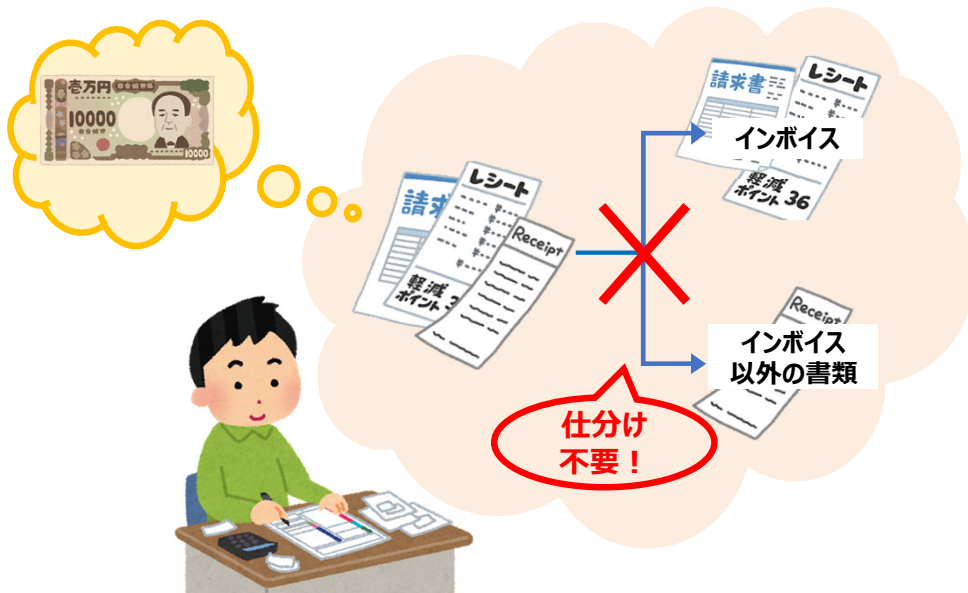
- 基準期間（前々年・前々事業年度）における**課税売上高が1億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**6年間、1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能**とする。
- ※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

【対象となる事業者の範囲】

全事業者の90.7%が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、**現状の課税事業者のみ**を対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計



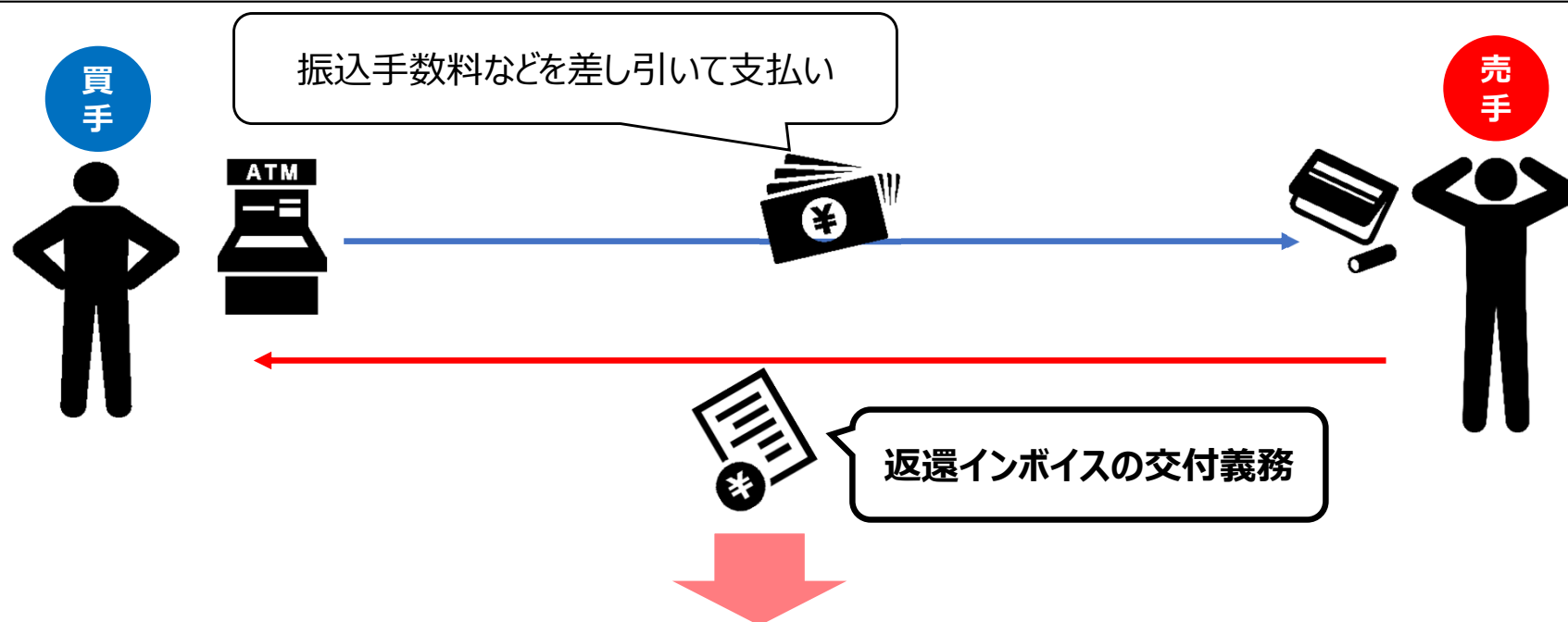
少額な返還インボイスの交付義務の見直し（案）

- インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、**値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課される**こととなる。
- この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた**振込手数料相当額**やその他の経費を、売手が**「売上値引き」として処理**する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。

※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【見直し案】

- 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**少額な値引き等（1万円未満）**については、**返還インボイスの交付を不要**とする。



見直し案：値引き等が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付を不要とする

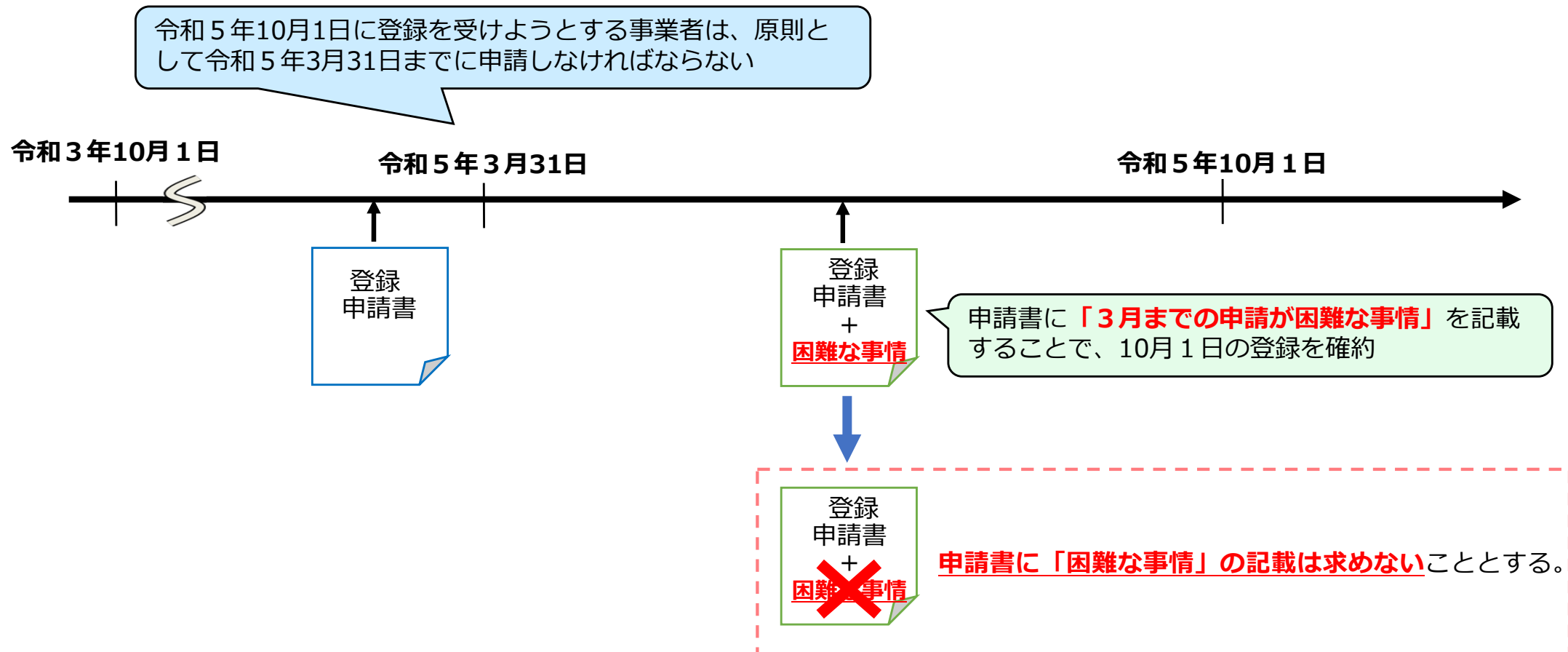
登録申請手続の柔軟化（案）

（現行）

- インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出しなければならないが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられている。

（対応案）

- 事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて申請書に「困難な事情」の記載を求めることはせず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととする。



4 法人税に関する見直し

(1) 研究開発の質と量を高めるための 研究開発税制の見直し

研究開発税制（全体像）

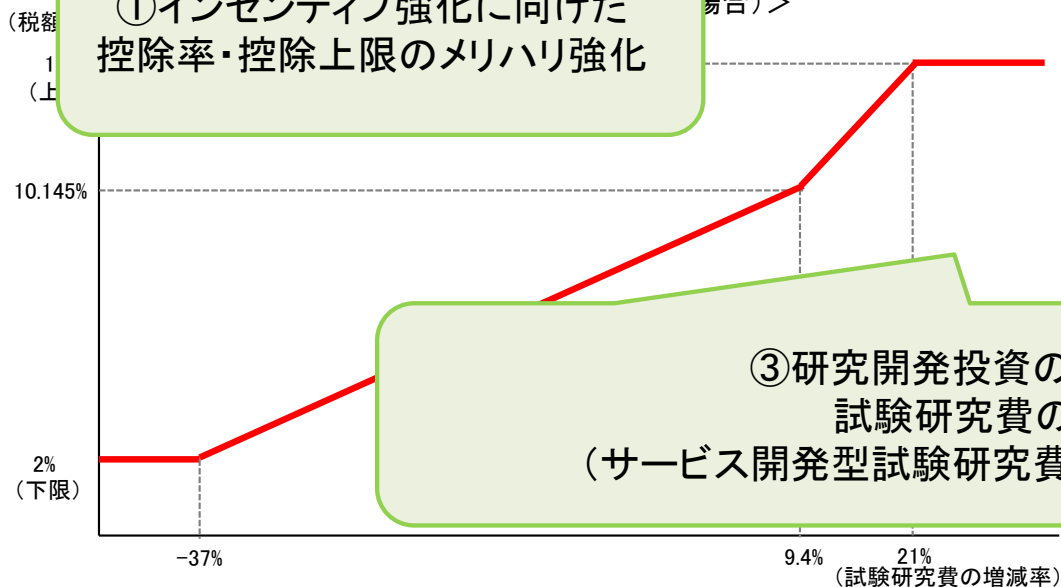
今まで以上のメリハリ付けを行い、研究開発投資の量の増加と質の向上を目指していく。
科学技術基本計画の期間（令和7年度まで）とあわせて、税制の期限を3年延長する。

一般型

税額 控除率	試験研究費の増減に応じ、2%～14%※ （中小法人：12%～17%※） $\left[\begin{array}{l} * \text{ 試験研究費が平均売上金額の10\%超の場合：} \\ \text{上記割合} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 \text{ を加算} \end{array} \right]$
控除 上限	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） $\left[\begin{array}{l} * \text{ 中小法人：10\%上乗せ（増加率9.4\%超の場合）} \text{ ※} \\ * \text{ 試験研究費が平均売上金額の10\%超の場合：} \\ \text{0} \sim 10\% \text{ 上乗せ} \text{ ※} \\ * \text{ 売上が2\%以上減少し、かつ、試験研究費が平均売上金額の10\%超の場合：} \\ \text{5\%上乗せ} \text{ ※} \end{array} \right]$

※ 令和7年度までの時限措置

①インセンティブ強化に向けた
控除率・控除上限のメリハリ強化



オープンイノベーション型

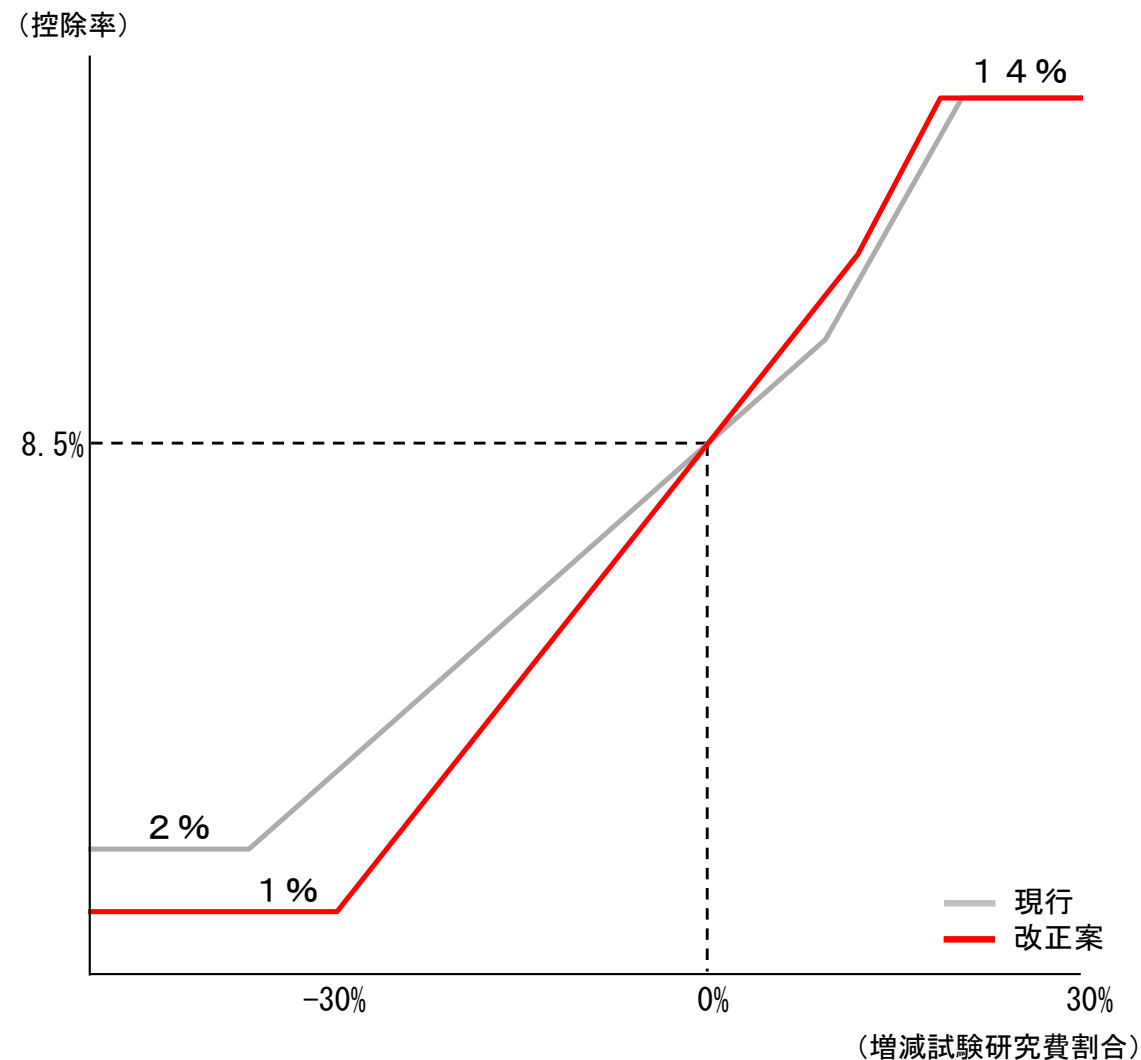
○ 特別研究機関等、大学等、その他の者と共同で行う試験研究に
要する費用等（特別試験研究費）がある場合、その特別試験研究
費の額の一定割合を税額控除

特別試験研究費の種類	税額控除率
特別研究機関等	30%
大学等	
研究開発型ベンチャー	25%
国公立大学・国立研究開発 法人の外部化法人	25%
中小企業者	20%
他の者（民間企業等）	
共同試験研究 ・ 委託試験研究	20%
特定用途医薬品等に関する試験研究	20%

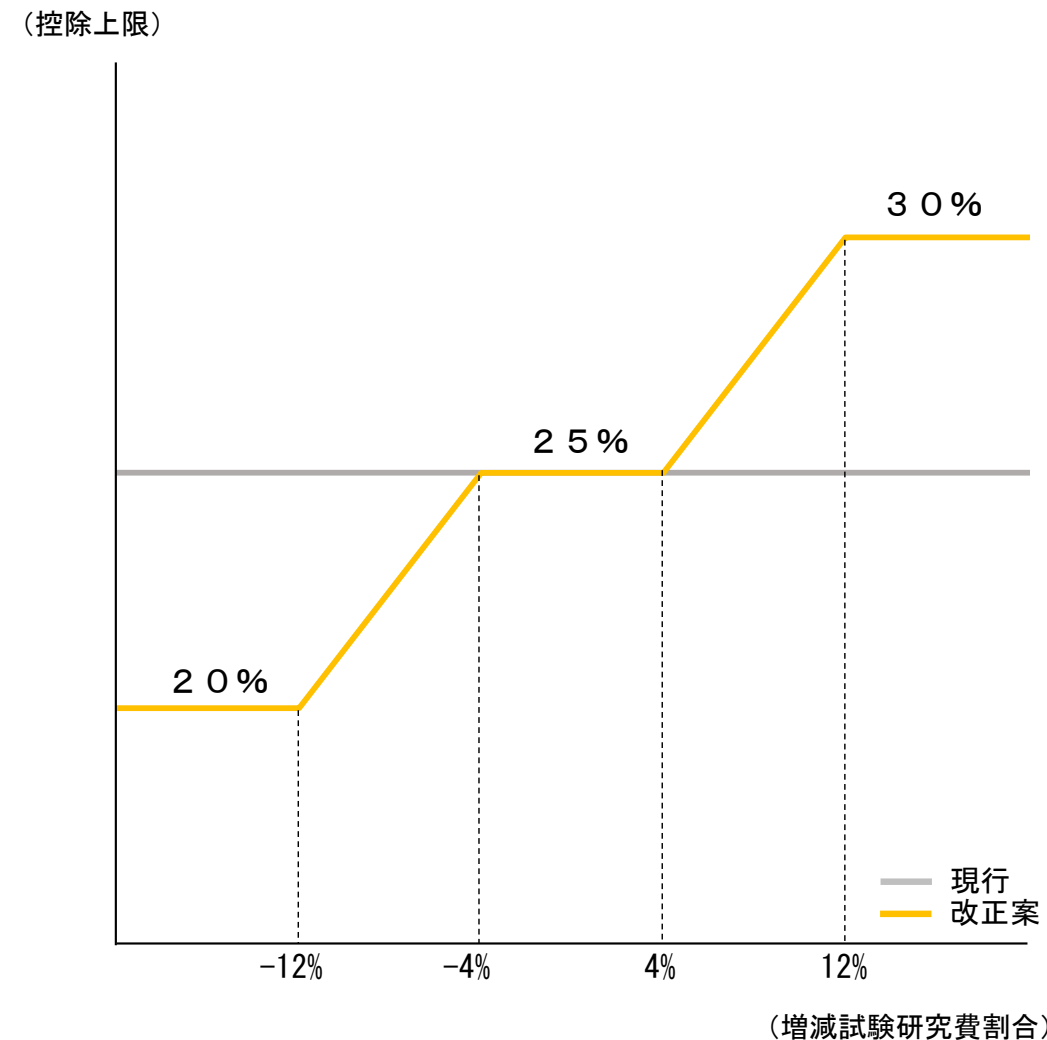
①税額控除率・税額控除上限のメリハリ強化（案）

- 研究開発費の増加インセンティブを更に強化するため、試験研究費の増減率に応じた税額控除率のカーブを見直す。
- 試験研究費の額が大きい企業を中心に、税額控除上限（法人税額の25%）に到達した企業に対してもインセンティブ強化となるよう、試験研究費の増減率に応じて、税額控除の上限も変動させる制度を新たに導入する。

<控除率カーブ>



<控除上限の変動>



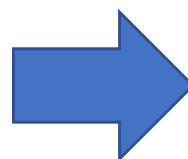
②研究開発型スタートアップ企業の範囲の拡大（案）

- 幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため、オープンイノベーション型の「研究開発型スタートアップ企業」の範囲を大幅に拡大する。具体的には、スタートアップの設立年数や売上高研究開発費比率等に着目しつつ、出資者となるファンドについては認定を不要とし、対象を大幅に拡大する。

【共同研究・委託研究の対象となる研究開発型ベンチャー企業の定義】

<現行制度>

- ①産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業
- ②研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの
 - A) 認定国立大学ファンドまたは研究開発法人が出資
 - B) 役員が研究開発法人・大学等の職を有している等

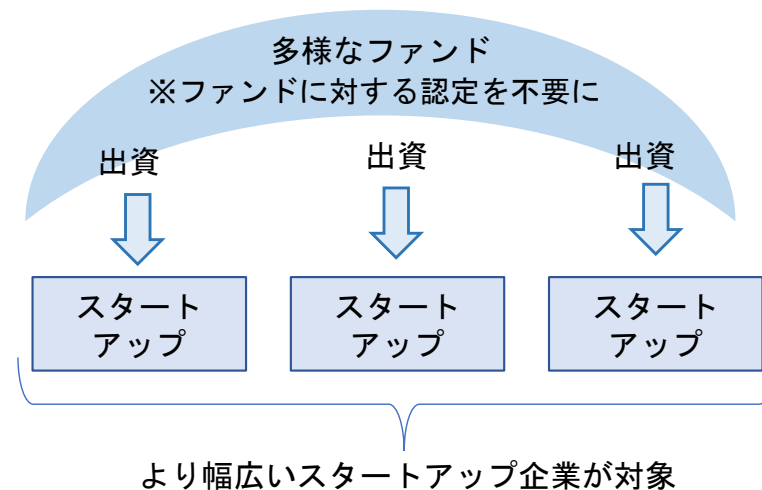


<改正案>

- ①未上場の株式会社（他の会社の子会社ではない）
- ②設立15年未満（10年以上の場合は営業赤字であること）
- ③売上高研究開発費比率10%以上
- ④ベンチャーファンド^(注)又は研究開発法人の出資先

※上記を全て満たすスタートアップ企業に対して、経済産業省より証明書を発行する。

（注）ベンチャーファンド：スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合



③試験研究費の範囲の見直し（案）

- ビッグデータやAI等を活用した「サービス開発」に係る試験研究費については、現在の税制では、新たなサービス開発を目的とし、ビッグデータを新たに収集することが要件。既存のビッグデータを利用する場合は対象外。
- 新たなサービス開発を促すため、既存のビッグデータを活用する場合も税制の対象とする。

現行制度

「サービス開発」として税制の対象となるためには、新たな役務の開発を目的として、以下の全てを行う必要。

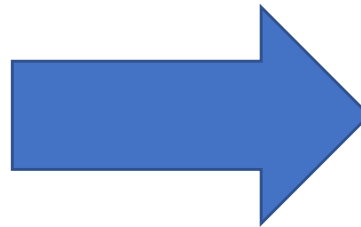
①データ収集
自動的に大量のデータを収集

②データ分析
専門家がデータを分析

③サービス設計
新たなサービスを設計

④サービス適用
当該サービスの再現性を確かめる

既存のビッグデータを活用した
サービス開発も対象とする



事例のイメージ

防災・減災の支援ツール

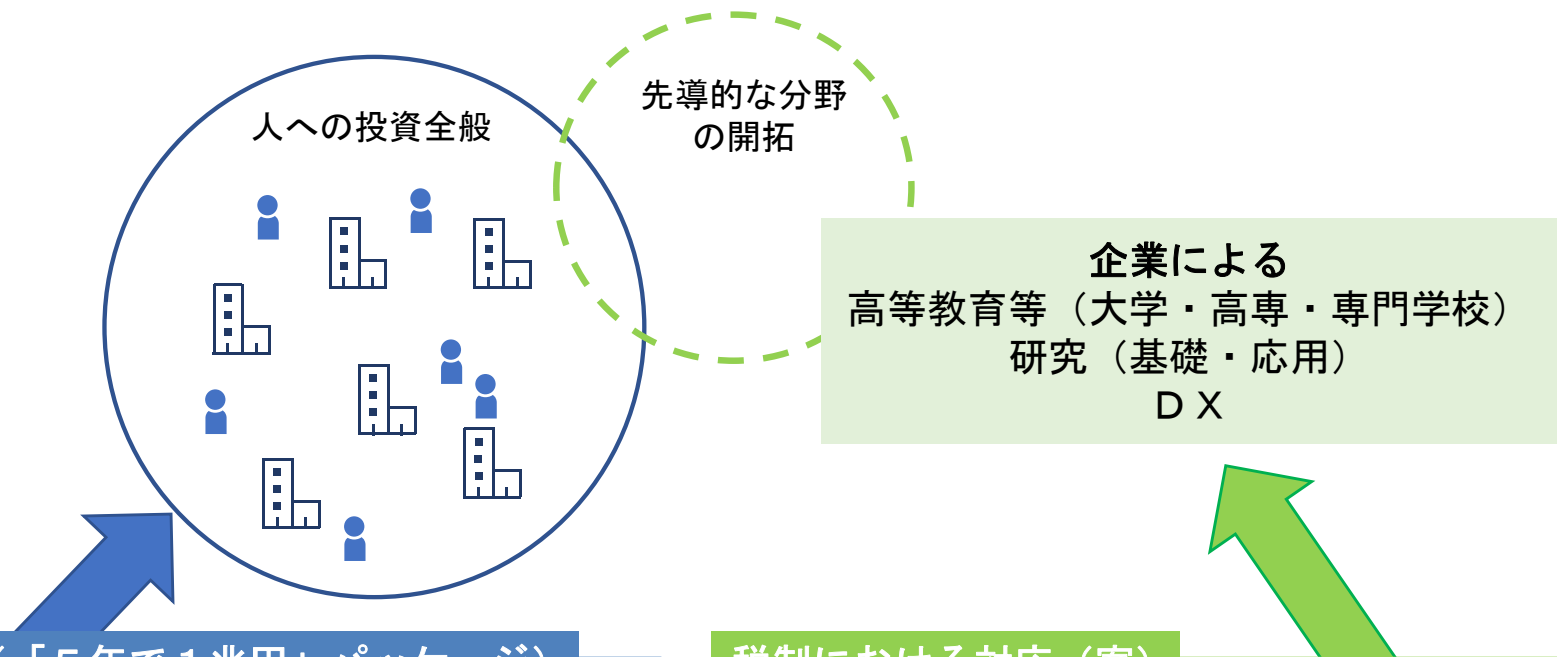
サービスの内容

保険事業によって蓄積された過去の災害時のデータをもとに、降雨データ、SNSへの投稿内容などを分析し、エリア毎の洪水リスクや予想被害を可視化。自治体の防災・減災対策に活用。

4（2）企業による先導的人材投資を促すための 税制上の措置

企業による先導的人材投資

- 経済対策では、社会全体として求められる、働き手の労働移動や能力底上げのための企業や個人の取組を、幅広く支援・後押し。
- 以上に加えて、高等教育等（大学・高専・専門学校）、研究（基礎・応用）、D Xにおいて、企業が自身の経営資源を用いて行う、企業による先導的人材投資を税制で後押し。



経済対策における対応（「5年で1兆円」パッケージ）

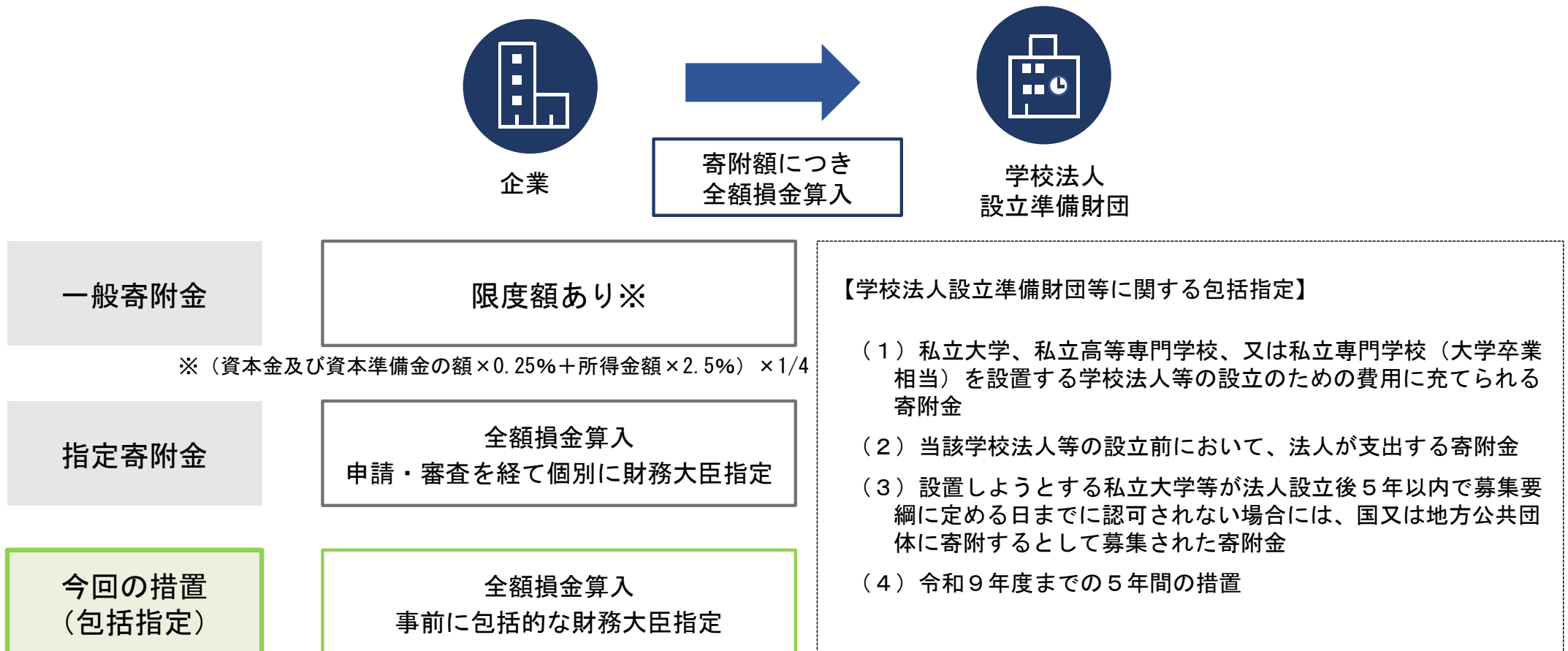
- **企業間・産業間の労働移動円滑化等**
 - ・ 非正規雇用の方について、特定の訓練を修了後に正社員化した場合の助成額を引き上げ
 - ・ より高い賃金で新たに雇い入れる企業や新たに雇い入れた後に計画的に人材育成を行った上で賃上げを行う企業を支援
- **在職者等のキャリアアップのための転職支援**
 - ・ 民間専門家に相談し、リスクリング・転職までを一気通貫で支援する仕組みを整備
- **労働者のリスクリングへの支援等**
 - ・ 労働者が自発的に受講する訓練等を支援する企業への助成率引上げ

税制における対応（案）

- **企業活動を先導する分野の開拓を目指す**
 - ・ 企業による大学・高専等の設置への投資
 - ・ 企業による、
 - － 高度な研究人材の採用
 - － 外部からの研究人材の獲得
 - ・ 企業によるD X人材育成

企業による学校教育における企業先導人材の育成（案）

- わが国の生産性向上のためには、社会人のリスキリングのほか、学校教育において実社会で活躍できる人材の育成を行っていくことが重要。企業が、経営資源を活用して学校教育に積極的に関与し、社会で求められる人材の育成に貢献することを促すため、企業による大学や高専等の設置への投資（寄附）を税制でも後押しする。
- 具体的には、学校法人設立準備財団等について、事前に包括的な財務大臣指定を行うことで個別審査を不要とし、早い段階から、スムーズな寄附金集めを可能とする。



②企業による先導的研究開発人材の活用・育成（案）

- 博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合、その人件費の一部を研究開発税制（O I 型）の対象とし、国際競争に資するハイレベルでオープンなイノベーションを促進。

研究開発税制



博士号取得者
外部からの研究人材



企業

人件費につき、税額控除 20%
一般型とは別に控除上限 10%

【要件】

(1) 新規高度人材割合(A÷B)が、対前年度で3%以上増加

A: 基礎・応用研究に従事する以下の者の人件費

① 博士号を取得した者（取得から5年以内）

② 他の事業者で10年以上専ら研究業務に職務として従事した人材（雇用から5年以内）

B: 試験研究費のうち、人件費

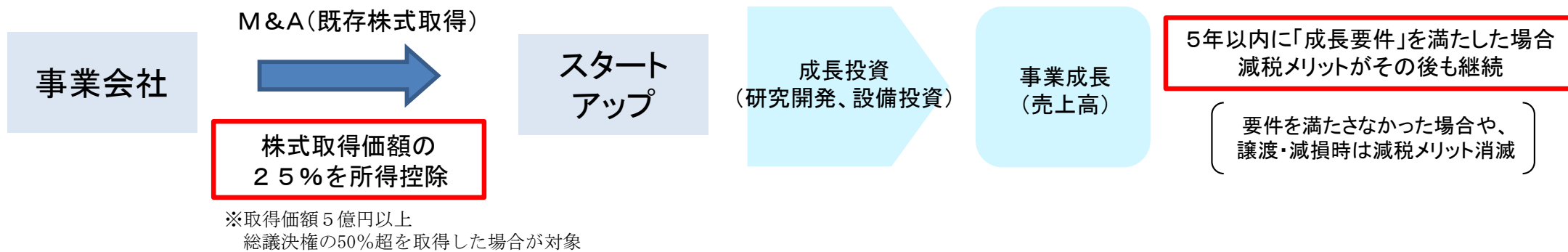
(2) 研究内容を公募していること

【税額控除の対象費用】 上記「A」に該当する人件費

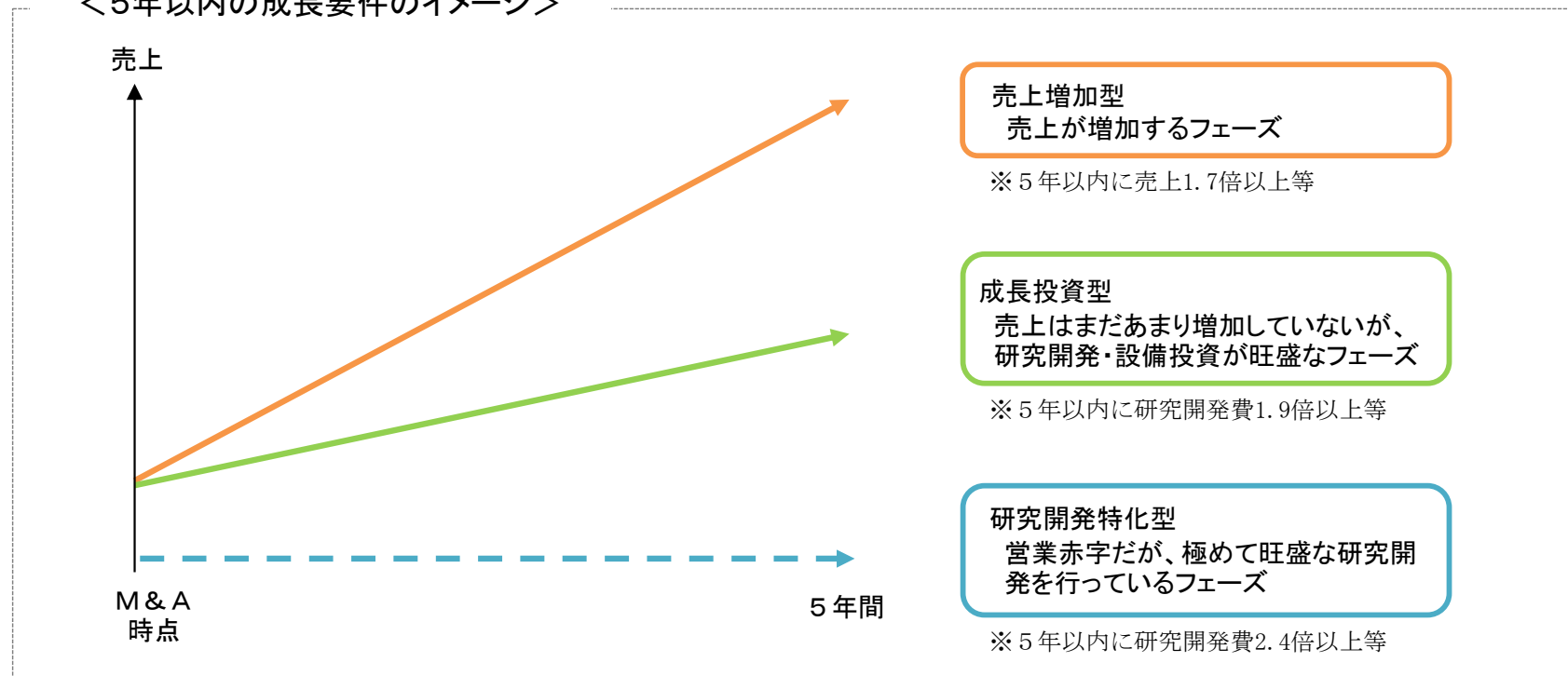
4（3）オープンイノベーション促進税制を 通じたスタートアップの成長促進

オープンイノベーション促進税制(案)

- スタートアップ企業の出口として、既存企業によるM&Aを後押しする必要。その際、M&A後に成長が鈍化する結果とならないよう、単なるM&Aではなく、スタートアップ企業の成長に真に資するM&Aを後押しすべき。
- 既存株式を取得した場合にも、オープンイノベーション促進税制の適用を可能とする。その際、M&Aから5年以内に「成長要件」を満たした場合は減税メリットがその後も継続する仕組みとし、多数のスタートアップ企業の急速な規模拡大や、成長投資の後押しを図る。



<5年以内の成長要件のイメージ>



(注) 2007～2017年にマザーズ・グロス市場に上場したスタートアップの上位25%の中央値等を参照して要件設定

オープンイノベーション促進税制(案)

<成長要件>

	M & A時点の要件	5年以内に満たすべき要件	
		成長率要件	金額要件
売上増加型 		売上1.7倍以上	売上33億円以上
成長投資型 	売上10億円以下 研究開発費と設備投資が 売上の5%以上	売上1.1倍以上 研究開発費1.9倍以上 (又は設備投資3.0倍以上)	売上1.5億円以上 研究開発費4.6億円以上 (又は設備投資0.7億円以上)
研究開発特化型 	売上4.2億円以下 研究開発費が売上の10% 以上 営業赤字	研究開発費2.4倍以上	研究開発費6.5億円以上 研究開発費増加額が株式の取 得価額の15%以上

(注) 1 2007～2017年にマザーズ・グロース市場に上場したスタートアップの上位25%の中央値等を参照して要件設定

2 設備投資は、各事業年度の減価償却費によって測定

4（4）中小企業を支援する税制

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)(案)

制度の概要

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(下記⑤の船舶は取得価額の75%)の30%の特別償却又は7%の税額控除ができる。

ただし、税額控除限度額は、この制度における税額控除及び「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除」との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。

なお、中小企業者等のうち資本金が3,000万円超の法人については、税額控除を適用できない。

【改正案】下記見直しを行った上、適用期限を2年延長予定

- ・対象資産からコインランドリー業(主要事業を除く)の用に供する機械装置でおおむね全部の管理を他に委託するものを除外
- ・総トン数500トン以上の船舶について国土交通大臣への届出要件を追加

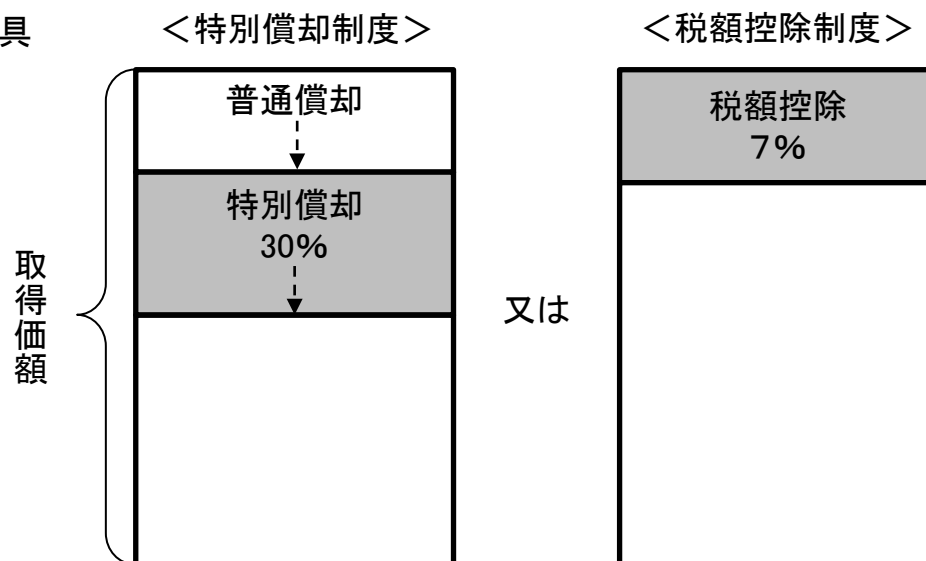
税目：法人税、所得税

適用期限：令和5年3月31日

【特定機械装置等(※)】

- ① 1台又は1基の取得価額が160万円以上の機械装置
- ② 1台又は1基の取得価額が120万円以上の測定工具及び検査工具
- ③ 一の取得価額が70万円以上のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

※匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除く



中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(案)

制度の概要

中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合には、即時償却又は7%（中小企業者等のうち資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる。

ただし、税額控除限度額は、この制度における税額控除及び「中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。

【改正案】下記見直しを行った上、適用期限を2年延長予定

・対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要事業を除く）の用に供する資産でおおむね全部の管理を他に委託するものを除外

税目：法人税、所得税

適用期限：令和5年3月31日

《特定経営力向上設備等》

○ 認定を受けた経営力向上計画に記載された次の設備

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)	デジタル化設備 (C類型)	経営資源集約化設備 (D類型)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備
対象設備	◆機械装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)(70万円以上)	◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)	◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)	◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)

＜特別償却制度＞

普通償却

即時償却

又は

＜税額控除制度＞

税額控除

7%(又は10%)

中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設(案)

物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、生産性向上に資する一定の機械・装置等を取得した場合に、当該機械・装置等に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設する。

1. 対象資産

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等

※以下の要件を満たす機械・装置等を対象

- ①市町村計画に基づき中小事業者等が取得するもの（市町村の導入促進基本計画に適合するもの）
- ②生産性向上に資するもの（導入により労働生産性が年平均3%以上向上するもの）
- ③企業の収益向上に直接つながるもの（導入により投資利益率が年平均5%以上となるもの）

2. 特例率

1／2（最初の3年度分）

賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合 1／3（最初の5年度分※）

※ 令和6年度中に資産を取得した場合は、最初の4年度分

3. 適用期限

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

5 車体課税に関する見直し

(1) エコカー減税及び環境性能割の見直し

自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）（案）

- エコカー減税については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、**異例の措置として現行制度を2023年末まで据え置く。**
- 据置期間後は、「2035年の乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%」とすることを目指す政府目標と整合的な形に見直す観点から、制度の対象となる**2030基準達成度の下限を3年間で段階的に80%まで引き上げる。**
- 3年目に制度の対象外となる2030基準75%～80%達成車について、激変緩和の観点から、**1年間に限り本則税率の適用対象とする経過措置**を設ける。
- 電気自動車等は、その普及を促す観点から、**構造要件を維持した上で引き続き2回免税の対象とする。**

車種	減免区分	現行 (R3.5.1～R5.4.30)	据置期間 (R5.5.1～R5.12.31)	基準切上げ（～2年目） (R6.1.1～R7.4.30)	基準切上げ（3年目） (R7.5.1～R8.4.30)
EV・FCV・PHV・CNG	2回免税	達成度要件なし	➡		
ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	2回免税	2030基準 120% 達成～	➡		2030基準 125% 達成～
	免税	〃 90% 達成～	➡		〃 100% 達成～
	▲50%軽減	〃 75% 達成～	➡	2030基準 80% 達成～	〃 90% 達成～
	▲25%軽減	〃 60% 達成～	➡	〃 70% 達成～	〃 80% 達成～
	本則税率				〃 75% 達成～

（注1）EV・FCV・PHV・CNGとは、それぞれ電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。2030基準とは2030年度燃費基準を指す。

ガソリン車・LPG車・ディーゼル車の減免対象は、一定の排ガス基準を満たす2020年度燃費基準達成車に限る。

（注2）バス・トラックについても、乗用車に準じた見直しを行う。

（注3）エコカー減税の基準の切上げに伴い、エコカー減税の適用対象車と同等の燃費性能を有する一定の自動車に適用される本則税率の適用範囲も見直しを行う。

（注4）クリーンディーゼル車に対する現行の取扱い（2020年度燃費基準達成：免税）も、2023年（令和5年）末まで延長。

環境性能割の税率区分の見直し（案）

- 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- 2035年（令和17年）までの乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引き上げる。

（注） 税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ、次回の見直しは3年後（令和8年度改正）とする。

自家用乗用車

【現行（令和3、4年度）】

【改正案（令和5～7年度）】※令和5年12月末までは現行の税率区分を据置き

車 種		現 行		見直し後（R6.1～）		見直し後（R7.4～）	
	税率区分	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
電気自動車等※	非課税	達成度要件なし		達成度要件なし		達成度要件なし	
ガソリン車、 石油ガス車、 ディーゼル車	非課税	2030年度燃費基準 85% 達成～	2030年度燃費基準 75% 達成～	2030年度燃費基準 85% 達成～	2030年度燃費基準 80% 達成～	2030年度燃費基準 95% 達成～	2030年度燃費基準 80% 達成～
	1%	75% 達成～	60% 達成～	80% 達成～	70% 達成～	85% 達成～	75% 達成～
	2%	60% 達成～	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	70% 達成～	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	75% 達成～	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成
	3% （軽は2%）						

※ 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車（登録車のみ）

注1 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

2 クリーンディーゼル車に対する令和4年度における経過措置（2030年度燃費基準60%達成～：非課税）を令和5年12月末まで延長。

※営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

5（2）グリーン化特例の延長

自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長・見直し(案)

- 環境性能割の見直しと併せて、より環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例の適用期限を3年延長。

自家用乗用車（登録車）

特 例 割 合		適 用 対 象 車
軽課	75%軽減 (取得翌年度)	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車
重課	15%重課	ガソリン車(13年超、ハイブリッド車は含まない)、ディーゼル車(11年超)

※ 営業用乗用車について、適用期限を3年延長した上で、軽課の適用対象車を段階的に重点化する。

6 グローバル・ミニマム課税の導入

新たな国際課税ルールについて

課題

- 市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加
 - 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
 - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。



- 2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題（法人課税）について、作業を進めることに合意。
※ BEPS：Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）
- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（現在は約140か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月8日、2つの柱による解決策に合意。
- 第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）：2023年前半に多国間条約の署名、
2024年に多国間条約の発効が目標。
(※) 議論の進捗を踏まえ、「2022年に多国間条約策定、2023年の実施」から再設定。
条約の批准に加え、各国国内法の改正も必要。
- 第2の柱（グローバル・ミニマム課税）：2022年に各国国内法改正、
2023年（一部は2024年）の実施が目標。

第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,100億円)以上の多国籍企業を対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。

令和5年度改正を予定

《日本(通常の税率)》

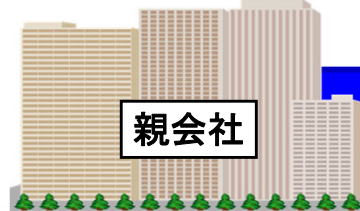
《X国》

所得合算ルール(IIR)

子会社等の税負担が
最低税率(15%)に至るまで課税



日本
税務当局



親会社

同一グループ関連企業



子会社等

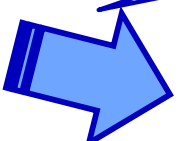
(15%未満
の軽課税
の場合)

軽課税所得ルール(UTPR)

親会社等の税負担が
最低税率(15%)に至るまで課税

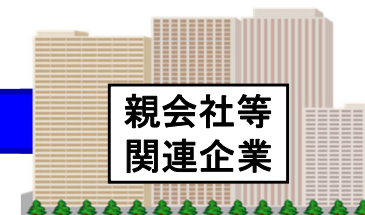


日本
税務当局



子会社等

同一グループ関連企業



親会社等
関連企業

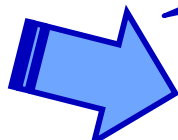
(15%未満
の軽課税
の場合)

国内ミニマム課税(QDMTT)

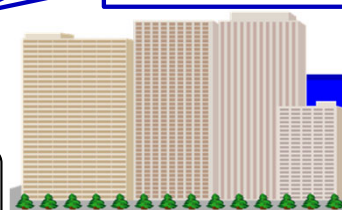
自国に所在する事業体の税負担が
最低税率(15%)に至るまで課税



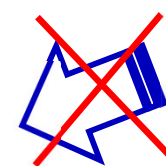
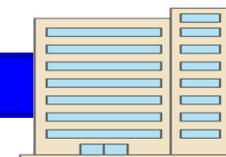
日本
税務当局



(15%未満の
軽課税の場合)



同一グループ関連企業



X国
税務当局

※日本でQDMTTが課税された場合、
IIR・UTPRの課税は行われない。